# 第４章　経済復興の支援

## 第１節　金融措置

| | |
|---|---|
| 金融措置 | □地域福祉課　□農林水産課<br>□商業観光課　□財政課 |

【基本方針】

阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模な災害では、被災して死傷した者だけでなく、災害からかろうじて生命、身体を守れた者でさえも、建物倒壊や火災延焼あるいは大津波等により、今まで蓄えていた財産や資産を一瞬で失ってしまい、生活再建に対する気力や活力をなくしてしまうという状況が生じている。現に、大規模な災害後に、自らの将来を悲観し命を絶った者も多数おり、地域の復旧・復興はこうした被災者がいかに災害渦から精神的に立ち直り、日々の生活を活力あるものとするかにかかっている。

市は、地域が災害により大きく被災した場合を常に想定して、平常時から被災後における地域の経済復興のあり方等をあらかじめ検討しておくとともに、被災した場合においては地域の復旧・復興を早期に進めていくため、経済復興に向けた金融支援などについて関係機関と連携して推進していくものとする。

地震・津波災害復旧・復興対策における金融措置計画は、一般災害対策：第Ⅳ編第４章第１節「金融措置」に準ずる。